

の解消には補助制度もありま
すから、農業委員会を中心に
農業者の意向調査を進め、対
応策を検討します。農業法人
化も同様です。

問 農業も、昔と違って資格や免
許が必要な時代になってきて
いる。資格や免許の取得に対
して補助をするような取組を。
答 新たに町独自の補助制度を設
けました。資格や免許の取得
費補助は、今の制度の中でも
可能だと思えますが、詳しく
検討します。

問 農業も人手不足で大変です。町
の補助金だけでは解決しない。
国の政策転換も必要です。
答 農業後継者の育成には一定の
補助は必要ですから今後も繼
続します。JAには農業所得
を上げる対策を国が行うよう
意見、要望するようお願いし
ています。

問 10年間の国見町のまちづくり
についての計画です。理解い
たいたくために世帯ごとに配布
しました。インターネット印
刷のため1冊300円程度と
格段に廉価で作成しました。
一方、カタカナが多すぎた点
は反省しています。

答

10年間の国見町のまちづくり
についての計画です。理解い
たいたくために世帯ごとに配布
しました。インターネット印
刷のため1冊300円程度と
格段に廉価で作成しました。
一方、カタカナが多すぎた点
は反省しています。

問 広報くにみに町長のコラムが
あるが、個人的なエッセイと
も思えるが。
答 町の事業に参加した町民の様
子や、その時々を感じたこと
をまとめています。広報紙に
コラムを掲載している自治体
の長はいます。近隣では伊達
市長、川俣町長です。

問 10年後、農業従事者が高齢化し
て今までと同じように続けられ
るのか。町は、現状どうだから
こんな未来を描くためのプラン
をこう考えていますと、議員た
ちと話し合っているってほしい。
答 町が決定した方針は議会に説
明します。議会は、町の説明

答

町が決定した方針は議会に説
明します。議会は、町の説明

相互理解と共感のあるまちづくり

問 議会中継をライブ放送のみで
はなく、アーカイブも行って
ほしい。
答 議会へ伝えます。

問 回覧文書の文字が小さくて読
みづらいので、高齢者に優し
い、見やすいように配慮して
ほしい。カタカナや略字など
分かりにくい単語も多い。
答 回覧などは、読みやすいよう
にできるだけ気を配っていま
すが、文字の大きさなど、さ
らに工夫します。

問 名札を付けていない職員が多い。
服装も含めて徹底してほしい。
答 名札は支給しているので、付
けるように徹底します。身だ
しなみ、対応などについても
研修を行い、徹底します。

問 町内会で要望した箇所は一緒
に見てほしい。
答 が不足していると判断した場
合は常任委員会などを開き、
説明を求めることができます。
そうして相互理解を深め、議
会は議決します。町民も町も
議会も、真ん中にあるのは「町
民」という意識と、国見の未
来への意見を出し合ってまち
づくりを進めたいと思います。

問 匿名でも常に問題を受け付ける
窓口があつて、どんな意見でも
いいのでこの町をどうしたいか
を集め、自分たちで決めたもの
が形になれば良いと思います。
答 名前を明らかにして意見が出
された時は、できる限り応え
ることとしています。難しい
ことは難しいと説明しながら、
次の方法を考えるようにして
います。匿名の場合、対応に
苦慮する意見が多くなります。

問 声なき声を集めるため、住民同
士、行政、町全体が意見を交
わせる場があればいいと思っ
ています。もっと情報を広げ
答 声なき声を集めるため、住民同
士、行政、町全体が意見を交
わせる場があればいいと思っ
ています。もっと情報を広げ

答

まず、要望箇所を一緒に見る
よう指示しています。その上
で、上司や専門業者に相談し
て対応策を検討するようにも
指示しています。徹底します。

問 赤い羽根募金など、町で寄付
しているのだから町内会では
寄付しなくてもよいのではな
いか。
答 募金はその趣旨に賛同して行
うものです。町内会費の中で協賛
金として寄付している町内会と
さまざまです。一概には言えな
いところがあります。

問 赤い羽根募金など、町で寄付
しているのだから町内会では
寄付しなくてもよいのではな
いか。
答 募金はその趣旨に賛同して行
うものです。町内会費の中で協賛
金として寄付している町内会と
さまざまです。一概には言えな
いところがあります。



問 て伝えてほしい。
広く情報発信、意見交換でき
るよう努めます。
答 意見箱を設置してはどうか。
意見箱を設置するのは良いの
ですが、名前が明記されてい
ないとより深い意見の交換が
難しいことがあります。双方
向の仕組みを考えないと、町
の真意が伝わりにくく難しい
のではないのでしょうか。

問 官民共創コンソーシアム「カ
ブコ」は現在もあるのか。
答 今年3月末の時点で解散して
いるため、現在は機能してい
ません。
問 第三者委員会は現在まで何回
会議を開いたのか。
答 2回開催しました。
問 第三者委員会のメンバーは。
答 弁護士1人、大学教授1人、短
大の教授1人の3人です。名
前は新聞でも公表されていま

問 第三者委員会のメンバーは。
答 弁護士1人、大学教授1人、短
大の教授1人の3人です。名
前は新聞でも公表されていま

問

社会福祉協議会への寄付とし
て1戸当たり1000円、町
内会長は2000円だが、こ
の金額の根拠は。会長だから
と金額の設定をするのは今の
時代にあつていない。

答 社会福祉協議会の特別会費に
ついては、役付きの方にお願
いしてきた経緯があり、町内
会長にも同様に特別会費をお
願ひしています。(社会福祉協
議会回答)

問 町内会への補助について、備
品への補助はないのか。
答 集会施設の新築、増改築など
への補助はありますが、用地
取得、設計、備品購入などの
経費の補助はありません。地
区で対応ください。

問 総合計画の冊子を各世帯に配
布しているが、立派な冊子で
もつたないのでは。年配の
方に横文字は難しい。
答 すので、ご確認ください。(そ
の後、2人が辞任)

問 第三者委員会の委員のうち2
人が辞任したことについて、町
はどのように捉えているのか。
答 第三者委員会では、町として答
えられることや町が知り得た事
実は答えていました。また、辞
任した委員からは、その理由は
「一身上の都合」としか聞いて
いません。なお、第三者委員
会は後任の委員が決まり次第、再
開します。(その後、後任の委
員は弁護士と大学教授に委嘱す
ることが決定しました)

【次ページへ続く】

【次ページへ続く】